

目次

1. はじめに（趣旨）	2
2. 用語の定義	2
3. 著作権等の処理	2
4. コンテンツ開発	2
5. ガイドラインの更新について	3

1. はじめに（趣旨）

このガイドラインは、四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業における「四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」事業（以下、知プラe事業）で開講するe-Learning科目のコンテンツを四国5国立大学（以下、連携大学）で開発することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

本ガイドラインで取扱う「eラーニングコンテンツ（以下、コンテンツ）」とは、大学連携e-Learning教育支援センター四国が知プラe事業に関する教材を開発し、運用するものを指す。

1) コンテンツ，モジュール，ブロック

本ガイドラインで取り扱う「オブジェクト」「モジュール」「ブロック」の定義は「知プラe事業オンライン授業設計ガイドライン」ⁱに準拠する。

- オブジェクト
単独で利用可能な最小単位の教材を指す。

- モジュール
複数オブジェクトを組み合わせる構成されたコンテンツ群をモジュールという。1モジュールは授業1回分に相当し、次の要素を含む。
 - イ 授業内容（教科書などの情報コンテンツ）：文字、音声、動画、静止画など
 - ロ 授業内容に関する双方向性を有した学修活動コンテンツ：小テスト、小レポート、電子掲示板など
 - ハ 自主的な学修を促すためのコンテンツ：参考情報（リンク集、コラム、アドバイス）など
 - ニ 上記3点を含むことで、学修者が主体的に学修活動を進められる環境を提供し、実際に活動したことを確認できるようにする。

- ブロック
複数モジュール、つまり授業数回分をまとめた単位をブロックという。ブロックは、授業の構成を分かりやすく伝えるために科目構成に応じて用いる。複数モジュールまたは複数ブロックで1コースを構成する。1コースとは、単位付与の基準に相当する学習活動を満たすモジュール（またはブロック）群のことである。

3. 著作権等の処理

1) 制作したコンテンツの著作権の帰属

制作したコンテンツの著作権はコンテンツを制作する責任大学の帰属とし、知プラe事業の目的に沿った範囲内で連携大学間での相互利用を認めることとする。

責任大学内における著作権の帰属（移転を含む）の手続きについては、各大学の裁量に委ねることとする。ただし、知プラe事業が円滑に進められるように配慮する。

2) 第三者著作物の利用

コンテンツを制作する際に第三者の著作物を利用している場合の著作権処理は、コンテンツを制作する責任大学が行う。ただし、知プラe事業が円滑に進められるように配慮する。

3) 肖像権，個人情報等の権利処理

制作したコンテンツに含まれる肖像権および個人情報等の権利処理は、コンテンツを制作する責任大学が行う。ただし、知プラe事業が円滑に進められるように配慮する。

4. コンテンツ開発

1) 想定する視聴環境

本ガイドラインで想定するコンテンツの視聴環境は、最低限、各大学に設置されているPCルーム等で視聴で

きるよう担保する。

- ・原則として、PCでの視聴を対象とし、スマートフォンや携帯電話での視聴は対象外とする。ただし、各大学の裁量により視聴保証する環境を提供するのは拒まない。

2) 動画コンテンツの形式

動画コンテンツの形式（映像の解像度やファイルのフォーマット等）は、各大学のPCルーム等での視聴ができる形式とし、詳細は別に定める。

3) eラーニング講義の構成

eラーニング講義の構成は、「知プラ e 事業オンライン授業設計ガイドライン」に準拠する。

4. eラーニングコンテンツを用いた授業設計

- (1) 1科目ごとに1コースを用意する。
- (2) 1コースには一般的な対面授業の実施回数に相当するモジュール数を用意する。各モジュールの学修に要する時間をおおむね揃えることで、学修者にとって学びやすい環境を整える。
- (3) コンテンツの公開開始及び公開終了は原則としてブロック毎に定める。推奨学修期間は毎週設けるが、公開開始及び公開終了を毎週設けず、数回分のまとめ学修も可能にする。
- (4) コースの導入にはシラバスを示したうえで、シラバスの内容を補完するため、次の要素を含むガイダンスコンテンツを用意する。ただしガイダンスコンテンツは、科目特性や学修者特性に応じて、ブロックまたはモジュールの開始時に毎回用意しても良い。
 - イ 科目担当者によるイントロビデオ（顔を見せて動機づけをする目的に限定した短編）
 - ロ 授業概要（タイトル、進め方、コンテンツの利用方法、学修活動の実施方法など）
 - ハ スケジュール（コンテンツの公開日及び締切日、推奨学修日）
 - ニ 単位取得の条件（モジュール内の学修活動が出席に相当する旨、成績評価対象と基準点、基準点を満たすための最低条件）上記3点を含むことで、学修者が主体的に学修活動を進められる環境を提供し、実際に活動したことを確認できるようにする。
- (5) コース内には、授業外の自主的な学修を促すコンテンツを用意し、学修者が任意で利用できるものとする。自主的な学修を促すコンテンツには、以下の要素のいずれか1つ以上を含む。
 - イ 参考情報（リンク集、コラム、アドバイス、参考資料、文献一覧など）
 - ロ 前提知識の学修または発展的な学修の支援を目的とした学修活動コンテンツ（小テスト、小レポート、電子掲示板など）
 - ハ 対面のオフィスアワー相当の、学修者が科目担当教員または補助員へ質問ができる手段（eメールアドレス、電子掲示板、指定時間に公開するチャットなど）

4) Moodle の機能設定

「知プラ e 事業オンライン授業設計ガイドライン」にしたがい、各モジュールを構成するコンテンツのうち Moodle の機能を使用するものについては、円滑な講義運営（成績評価を含む）を保証するように設定することとし、詳細は別に定める。

5) コンテンツの開発から配信までのスケジュール

知プラ e 事業で開講する科目について、第1回目の e-Learning 講義配信日の1か月前までにコンテンツを完成し、LMS へアップロードすることとする。各大学でチェックリスト（別に定める）に沿って動作確認を行う。

5. ガイドラインの更新について

このコンテンツ開発ガイドラインは年度末ごとに更新を行う。また、必要に応じその都度更新を行う。

ⁱ 四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」オンライン授業設計ガイドライン（質保証等検討WGにて作成）